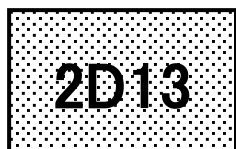


論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任

著者	星野 豊
著者別名	HOSHINO Yutaka
内容記述	日本知財学会 第16回年次学術研究発表会 日程：2018年12月1日（土）～12月2日（日） 会場：大阪工業大学梅田キャンパス OIT梅田タワ ー
発行年	2018-12
URL	http://hdl.handle.net/2241/00153982



論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任

(筑波大学人文社会系) 星野 豊

Responsibility of Authors, Supervisors and Related Organizations,
Concerning Plagiarism of the Articles

Faculty of Humanities & Social Sciences, University of Tsukuba, Yutaka Hoshino

キーワード・ 論文の盗用、著者の責任、指導教員の責任、大学の責任、学会の責任

論文の盗用が発覚した場合、盗用者本人が重い責任を負うべきことは当然であるが、その関係者及び関係組織が当該盗用に関する責任をどの範囲で負うべきかについては、具体的な盗用の形態が区々であることと相まち、議論が必ずしも単純でないのが現状である。本発表では、論文の盗用が指摘された事案について、原著者から該当論文作成者本人に対するほか、指導教員、所属大学、及び所属学会が提訴された事件である、東京地判平成27年3月27日平成26年(ワ)7527号(控訴審として知財高判平成27年10月6日平成27年(ネ)10064号・10078号、上告審として最決平成28年8月5日平成28年(オ)51号・平成28年(受)70号)を取り上げ、論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任の範囲とその理論的根拠について考えてみる。

1 事案の概要

本件の原告 X は、A 大学の教員であって、本件原論文(以下、「X 論文」という)の著作者である。また、被告 Y1 及び被告 Y2 は、被告 Y3 大学の大学院に所属していた大学院生及びその指導教員であり、本件各論文の共同著作者である。また、被告 Y4 学会は、本件各論文を学会誌に掲載した学会であり、X 論文について、学会所定の譲渡契約に基づき、X から著作権の譲渡を受けていた。

本件は、X が、Y1 が単独又は Y2 と共同で執筆した本件各論文(以下、一括して「Y1 各論文」という)、及び、訴外 B が Y2 の指導下で執筆した論文(以下、「B 論文」という)の中に、それぞれ X 論文の記述とほぼ同一の記述があることを前提に、これらが X 論文に係る X の著作権(複製権又は翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)を侵害する不法行為であり、また、学術論文を他人に盗用・剽窃されない利益を侵害する一般不法行為を構成し、Y2 が勤める大学院を運営する Y3 大学は Y2 の各不法行為について使用者責任を負う、と主張して、① Y1 及び Y2 に対し、本件各論文による著作権侵害及び著作者人格権侵害の共同不法行為に基づき、Y3 大学に対し、その使用者責任に基づき、慰謝料及び弁護士費用計 330 万円及び遅延損害金の連帯支払を求め、② Y2 に対し、Y1 各論文による学術論文を盗用・剽窃されない利益の侵害に係る一般不法行為並びに B 論文による著作権侵害及び著作者人格権侵害に係る B との共同不法行為に基づき、Y3 に対し、その使用者責任に基づき、慰謝料及び弁護士費用として 220 万円及び遅延損害金の連帯支払を求め、③ Y1 及び Y2 に対し、著作者人格権侵害に基づく名誉回復措置請求として謝罪広告の掲載を求め、④ Y4 学会に対し、運営するウェブサイト上での Y1 各論文及びその著作者名の掲載が原告論文に係る公衆送信権及び氏名表示権を侵害すると主張して、同ウェブサイト上からの論文及び著作者名表示の削除を求めるとともに、⑤ X 論文の著作権についての Y4 学会への譲渡契約を Y4 の債務不履行に基づき解除したと主張して、これを争う Y4 学会との間で、X が X 論文の著作権を有することの確認を求めた事案である。

2 判旨(Y1 及び Y2 に対する慰謝料請求 20 万円認容)

- ① 「Y4 学会は、Y1 各共著論文による X 論文に係る著作権侵害を認定した後、Y2 に対して是正の意思を確認し、X との間でも対応を協議し、X と Y2 との合意に基づいて是正措置を進める準備をしていたと認められるから、Y4 学会としては、著作者である X に配慮し、X と協議して、問題の解決に向けた相応の努力をしていたと認められる」から、「Y4 学会が本件著作権規程に基づく X に対する義務を履行しなかった」とは言えない。
- ② 「Y1 論文と X 論文のうちそれぞれ「の基本原則として」以下の部分の記述は、接続詞の「次に」が「さらに」となっている点で異なる以外は、誤字(「地域姓」)を含めて、全く同一の文章といえるものであるから、Y1 論文が X 論文に依拠して、その記述を複製したものであることは明らかである。」「Y1 共著論文の記述は、X 論文の一部の記述を複製したものであるところ、そこには X 論文の著作者である X の氏名が表示されていないから、X の氏名表示権を侵害するものといわざるを得ず、慰謝料 20 万円及び弁護士費用 2 万円を認容する。これに対して、「Y1 単著論文は、Y1 共著論文と同様に、X 論文の表現を複製した記述を含むものと認められる」が、「Y1 単著論文は、そもそも公表されておらず、公衆に提供ないし提示されたものではないから、そこに X 論文の著作者名が表示されていないとしても、X の氏名表示権が侵害されたということとはできない。」
- ③ 「Y4 学会は、「電子図書館」のウェブサイト上に、Y1 共著論文の「著作者」として、Y1 及び Y2 の氏名を表示しているが、Y1 共著論文の著作者は、あくまで Y1 及び Y2 であって、X ではないから、かかる著作者名の表示自体が X の氏名表示権を侵害するものであるとはいえない。また、同ウェブサイトから単に Y1 らの氏名を削除しただけでは、それによって X の氏名が表示されて、氏名表示権の侵害状態が解消されることにはならないのであるから、Y1 らの氏名の削除を求める請求は、侵害の停止とは無関係な行為を求めるものである。」
- ④ 「Y1 各論文による氏名表示権侵害が、X に対する悪質な権利侵害であるとまではいえず、また、それによって、X の社会的評価としての名誉及び声望が大きく損なわれたものとも認めることができない」から、「Y1 に対して、X の名誉又は声望を回復するために謝罪広告の掲載を命ずるまでの必要性があるとはいえない。」
- ⑤ 「B 論文と Y1 論文がいずれも通信の融合及びそれに関する法の在り方をテーマにしており、Y2 の指導の下で執筆されたという点で共通しているから B 論文においても X 各表現が用いられているとの X の主張は、単なる憶測にすぎず、」「仮に B 論文において X 各表現が用いられているとしても、X はそもそも X 論文の著作権を有しないから著作権侵害の主張は失当であり、B 論文が公表されているとは認められないから氏名表示権侵害に当たるともいえず、同一性保持権侵害の主張も理由がない。」
- ⑥ 「著作物を利用する行為について、著作権法に規律された著作物を独占的に利用する権利を侵害するか否かが問われるのは別に、著作者の権利を侵害し一般不法行為が成立すると認められるのは、当該利用行為によって、著作権法の規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がある場合に限られるというべきである。」
- ⑦ 「研究者の執筆・公表した学術論文を第三者が複製等によって利用したからといって、それにより研究者の学問の自由が侵されるものとは認められないし、当該研究者の能力、専門性ないし業績に対する評価が低下するものとも解されない。」「それぞれ 6 頁から成る Y1 各共著論文において複製された X 論文の 2 箇所の記述は、いずれも 9 頁に及ぶ X 論文の中のわずか数行の文章にすぎず、しかも、その内容も他の文献を要約したものであるか、英国著作権法の規定を解説したものであって、その表現の選択の幅は極めて狭く、その限度でかろうじて作者の個性が表れているにすぎないものであるから、Y1 が、これらの記述を利用することによって、X の費やした時間、労力及び金銭、あるいはそれらにより得られた X の業績等にフリーライドしたとか、専門家の 1 人としての地位を不当に得ようとしたなどと評価することはできない。」「また、Y1 が X 論文の一部を Y1 各共著論文において複製したことによって、X の研究活動が妨害されたものとも認められない。」

この第 1 審判決に対して、X が控訴し、Y1 及び Y2 が附帯控訴したが、控訴審は、第 1 審判決とほぼ同旨を判示しつつ、弁護士費用を第 1 審の認容した 1 万円から 10 万円に増額して、Y1 及び Y2 に支払うよう命じた。これに対して、X は上告及び上告受理申立をしたが、最高裁は上告棄却・上告不受理決定を下し、控訴審の判断が確定した。

3 問題点の検討

本件は、大学院生が執筆した論文、及び、大学院生が指導教員と共著で学会誌に公表した論文が、他の著作権者による論文の一部を盗用していたとされた事案であり、大学院生を指導する立場にある教員の責任、及び、かかる大学院生及び指導教員が所属する大学、さらに、学会誌に論文を掲載した学会の責任の有無及び範囲が問題とされたことを含め、大学関係者にとって相当の衝撃あるいは影響を与えかねない事件である。裁判所は、結論として、盗用を行った本人である大学院生と、共著者として学会誌に論文を掲載した指導教員の責任のうち、X を著作者として表示しなかった部分についてのみ慰謝料の支払を命じ、その他の請求をすべて棄却している。また、大学の責任及び学会の責任については、それぞれ異なる理由であるが、X の請求を棄却している。従って、本件は、外形的な判決表示こそ「一部認容」判決であるものの、実質的に見れば X 側の敗訴にほぼ等しいものであり、X が控訴・上告して争ったことは、この結論との関係では半ば当然の対応と考えられる。

一般論として、論文の盗用の有無及び範囲は、両論文を比較対照してみればある意味一目瞭然であり、不正行為として最も明らかになりやすいものであるにもかかわらず、分野を問わずこれに手を染めてしまう者が少なくないのが実情である。その背景として考えられる事情としては、第 1 に、圧倒的多数の分野では既に多数の論文が発表されており、全く新たな知見や観点を以て作成される論文自体が極端に少ないこと、第 2 に、創造性を極めて重視する一部の分野を除いて、論文における新たな知見や観点は、既に公表された他の論文の「蓄積」の上に成り立つものと位置付けられており、他の論文を広範囲に渉猟して引用ないし整理することが、論文の作成過程における主要な作業と考えられる傾向が強いこと、そして第 3 に、圧倒的多数の著作者は、先例も先達もない分野で自身の思索のみから論文を作成するような能力をそもそも持ち合わせておらず、論文の検討対象課題、具体的な問題設定、論文の結論ないし目的、論文の構成、場合により分析対象とする具体的な資料の詳細に到るまで、既に公表された他の論文に事実上依拠せざるを得ない状況にあることが、それぞれ挙げられるように思われる。

そして、このような状況を別の角度から見れば、「盗用」の対象とされる論文それ自体についても、実は、それ以前に既に公表されている論文と比較して、全く新たな知見や観点を提示しているものはほとんどなく、せいぜいのところ、最新の議論の動向を正確にかつ要領よく「まとめ」あるいは「整理」したものであるとか、それまで当該言語あるいは当該国内で特に議論されていなかった知見や観点を初めて「紹介」したものであるとか、厳密に考えて「著作者自身の思索による創造物」と言うことがやや困難であるようなものが多数を占めていると思われる。また、著作権による著作権者の保護が、論文で展開されている知見や観点をそれ自体を保護しているのではなく、その知見や観点到る「表現」に着目していることも、かかる傾向を後押ししているものと考えられなくもない。

従って、同一の検討対象資料について、各著作者が自己固有の表現で要約をする限りにおいては、仮に結論が同一となったとしても「論文の盗用」には該当しないこととなるし、他人による表現をそのまま論文の中で利用して検討を加えようとする場合であったとしても、どの論文がかかる表現を用

いていたかに関する「引用」を正確に行いさえすれば、「論文の盗用」には一切当たらないこととなるのは、周知のとおりと思われる。そうすると、「論文の盗用」に該当する場合は、検討対象資料や議論それ自体が一致しているのみならず、表現まで一致している場合に限られるうえ、同一の資料からは多くの場合、同一の結論や分析結果が出てくる可能性が高いことも容易に想定できることであるから、仮に議論や結論のみならず表現までが酷似していたとしても、かかる表現の類似性や同一性を以て「盗用」と判断できるためには、論文における議論や結論といった本質的部分からかなり外れた点に、事実上着目せざるを得ないこととなる。実際、本件においても、Y1 らがその論文において盗用をしたとの判断が揺るがないものとなったのは、X 論文における誤植や誤字を含めて表現が一致していたからに外ならず、仮に Y1 らがより「慎重」に論文作成をしていた場合には、X の請求は、Y1 や Y2 に対する関係でも、証明不十分として棄却されていた可能性がないではない。

以上を要するに、論文の盗用は、「研究者の人格的評価」に関わる重大な不正行為であるにもかかわらず、著作権法の規定が必ずしも著作権者の利益保護を容易に達成できるようになっていないこと、特に、盗用の疑いが生じた場合においても、そのための証拠を取り付ける手段を全くといってよい程用意していないことから、事実上、著作権者の「保護」が図れなくなっている状況にあると言わざるを得ないように思われる。従って、現行法上、著作権者としては、自己の利益を保護するため、論文作成の段階から、盗用の事実を容易に証明することができるような種々の「策略」をめぐらしておく必要があることとなるであろうし、また、盗用の事実が疑われるような論文が公表された場合には、「共犯者」の一部を免責する代わりに盗用の事実を自白させる等、あまり正攻法とは言えないような「作戦」を駆使する必要があることになるであろう。

本件において提出されている X の陳述書によれば、X が論文の表現の類似性を指摘した当初は、Y1 も Y2 も低姿勢で謝罪し、X の要求した学会誌からの論文の取下等を実行する意思を示していたが、Y1 論文の本体を確認したい旨 X が申し入れると態度が変わり、必要な情報を一切開示しなくなったとのことである。また、Y3 大学も Y4 学会も、X からの情報提供の要求に対して、非協力の態度を貫いたとのことである。この点を強調するならば、現行法の規定は著作権者の利益を保護するためには「不十分」であるものと言わざるを得ず、よりの確な証拠を保全できるような制度を検討することも、今後の無用な紛争を減少させるためには、有益であると考えられる。

他方、裁判所の判示するとおり、学生が論文を作成するに際して、直接論文作成指導を行う教員でさえ、作成される論文が盗用に当たる旨を察知できるか否かは、半ば偶然の事情に依拠するものと言って過言ではない。まして、大学がその管理下にある論文の全てを事前に点検することや、学会が投稿されてきた論文について盗用の有無を事前にかつ完全に審査すべきとすることは、極めて重い責任を大学や学会に負わせるものと評価せざるを得ない。その意味で、本判決の結論それ自体は、X にとっては大いに不満なものであったことは想像に難くないが、一応支持されるべきであろう。

このように、著作権者の利益保護の必要性と、論文盗用の責任が不必要に広範囲にわたらないよう合理的に制度設計をすべきこととは、事実上表裏一体の関係にあると言えるわけであり、例えば、求められた情報提供を行うことと引き換えに、当該情報に係る責任を免除ないし軽減すること等は、今後の検討課題として有益であるように思われる。

【参考文献】

・坂田泰弘・パテント 69 巻 12 号 33 頁(2016 年)